明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（三七〇）　三
○海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（三七二）　六
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七三）　七
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三七四）　八
○生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三七五）　三
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（三七六）　三
〔省　令〕
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三三）　三
○認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則（同三四）　一四
○商標法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八四）　一八
〔規　則〕
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（公正取引委五）　一九
〔告　示〕
○建設業法の規定に基づく情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針を定める告示（国土交通一三三三）　二三
〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、税理士登録者関係　二三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二三
会社その他
会社決算公告　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七〇号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに沼津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域及び松山城周辺地域を定める等することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七一号）（国土交通省）

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（政令第三七二号）（国土交通省）

1　海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、海上運送法施行令等について所要の規定の整理等を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三七三号）（経済産業省）

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六七号）の施行期日は、令和七年一二月二五日とすることとした。

◇消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三七四号）（経済産業省）

一　消費生活用製品安全法施行令の一部改正関係

1　子供用特定製品

消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及び第一三号に掲げる特定製品とすることとした。（第三条関係）

2　取引デジタルプラットフォームにおける消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法

消安法第二条第八項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とすることとした。（第七条関係）

3　報告の徴収

消安法第四〇条第一項の規定により主務大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造等に係る特定製品の型式等（特定輸入事業者である届出事業者にあっては、その国内管理人に関する事項を含む。）とすることとした。（第一四条第六項関係）

4　主務大臣及び主務省令

㈠　消安法第三九条の二第一項の規定による要請に関する事項についての主務大臣は、当該要請に係る消費生活用製品の製造等の事業を所管する大臣とすることとした。（第一五条第三項関係）

㈡　消安法第四六条の二の規定による公表に関する事項についての主務大臣は、当該公表に係る消費生活用製品の製造等の事業を所管する大臣等とすることとした。（第一五条第四項関係）

㈢　消安法第四六条の二の規定による主務省令は、㈡に規定する主務大臣の発する命令とすることとした。（第一五条第七項関係）

5　権限の委任

㈠　消安法第四条第三項第四号の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、古物営業法第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品の販売の事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととした。（第一九条第三項関係）